

種類	マイホームを売却した時の特例	被相続人の居住用財産（空き家）を売却した時の特例
主な適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ①自分が現在住んでいる家屋又は家屋と一緒に敷地も売却すること ②以前に住んでいた家屋の場合は、住まなくなった日から3年を経過する年の12月31日までに売却すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①空家の条件 <ul style="list-style-type: none"> ・1981年5月以前に建築された戸建て（マンションなど区分所有建物は除く） ・相続開始直前において被相続人以外に居住している人がいなかった ②売却した人が被相続人から空家を相続により取得したこと ③相続から3年を経過する年の12月31日までに売却すること ④売却価額が1億円以下 ⑤売却前に更地に戻すか耐震リフォームを施す
控除額	売却益から3,000万円を差引けます	